

鹿 児 島 県 公 報

平成24年11月26日（月）第2858号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり推進課取扱い） 1
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 1
 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
 ○県営土地改良事業の工事の完了（5件）（農地整備課取扱い） 2
 ○公共測量の実施（監理課取扱い） 3
 ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告（商工政策課取扱い） 3
 ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 4
 ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 5
 ○一般競争入札公告（管財課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第1267号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡肝付町岸良字小森1711番1，1711番57から1711番103まで，1711番120，1713番22から1713番24まで（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス安房の丘	熊毛郡屋久島町 安房向エ野2354-15	社会福祉法人愛心会	鹿児島市下福元町9057番地	徳田 秀子	平成24年 11月1日	通所介護
デイサービスはっぴーらいふ	鹿屋市田崎町 2222番地55	株式会社橋元	鹿屋市田崎町 2222番地17	尾崎トミ子	平成24年 11月1日	通所介護

鹿児島県告示第1269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
希望の杜阿久根居宅介護支援事業所	阿久根市山下52番地2	特定非営利活動法人希望の杜阿久根	阿久根市山下52番地2	若松 桃子	平成24年 11月1日	居宅介護支援
しせいそう居宅介護支援事業所	南九州市顛娃町 牧之内2228番地5	株式会社資生荘	南九州市顛娃町 牧之内2417番地	上村留美子	平成24年 11月7日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1270号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス安房の丘	熊毛郡屋久島町 安房向エ野2354-15	社会福祉法人愛心会	鹿児島市下福元町9057番地	徳田 秀子	平成24年 11月1日	介護予防通所介護
デイサービスはっぴーらいふ	鹿屋市田崎町 2222番地55	株式会社橋元	鹿屋市田崎町 2222番地17	尾崎トミ子	平成24年 11月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第1271号

土地改良事業県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備（農道整備）郡山地区の工事は、平成20年3月25日に完了した。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1272号

土地改良事業県営農地防災（農業用河川工作物応急対策事業）（農業用排水施設整備）東

之城地区の工事は、平成23年10月20日に完了した。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1273号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）清水地区の工事は、平成23年12月21日に完了した。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1274号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）前田地区の工事は、平成24年3月26日に完了した。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1275号

土地改良事業県営ほ場整備（区画整理）下知識地区の工事は、昭和46年3月19日に完了した。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1276号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成24年10月9日から平成25年3月22日まで
- 3 作業の地域 伊仙町糸木名地内

北薩地域振興局告示第43号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年11月26日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社夢の杜	薩摩郡さつま町船木4029番地1	株式会社夢の杜	薩摩郡さつま町船木4029番地1	下境田佳奈	平成24年10月20日	就労継続支援A型

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成24年11月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大

規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年11月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）テックランド鹿児島指宿店
指宿市東方字野付後8293番 外12筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県高崎市栄町1番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年7月9日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,189平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側及び建物1階 91台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物敷地西側 29台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物内西側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 63立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前10時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成24年11月8日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成24年11月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年11月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 タイヨー紫原店
 鹿児島市紫原三丁目9番1
- 2 変更事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 第1駐車場 建物北側 46台
 第2駐車場 建物敷地西側隔地 32台
 - イ 変更後 第1駐車場 建物北側 36台
 第2駐車場 建物敷地南側隔地 15台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 建物西側 26台
 - イ 変更後 第1駐輪場 建物北西側 14台
 第2駐輪場 建物北西側 10台
 第3駐輪場 建物北西側 12台
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 変更前 第2駐車場 1箇所 駐車場敷地西側
 - イ 変更後 第2駐車場 1箇所 駐車場敷地北側
- 3 変更年月日
 平成25年7月9日
- 4 届出年月日
 平成24年11月8日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年11月26日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン隼人国分ショッピングセンター
 霧島市隼人町見次1229番地 外68筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
 平成24年6月14日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
 平成24年6月14日
- 3 意見の概要
 特になし

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年11月26日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン始良ショッピングセンター・九州テックランド始良店

始良市東餅田336番地 外16筆

- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年6月19日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年6月19日
- 3 意見の概要
意見なし

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
結核診査等観察用モニター 一式
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
 - (4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
 - (5) 納入しようとする物品の機能等証明書を2部、平成24年12月21日午後5時15分までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成25年1月10日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年1月10日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契

約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

12 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Observation Monitor for the Diagnosis of Tuberculosis 1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
10:00 a.m. 10 January 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643